# 実習生派遣希望調書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **様式－１** | |  | |
|  | 学 校 名 | |  |
|  | 所 在 地 | |  |
|  | 担 当 者 | |  |
|  | 連 絡 先 | |  |
|  | 実習に対する 対応方針 | | 受入先（中国地整）が可能であれば 名程度 派遣します。 |
|  | 実習希望場所 | |  |
|  | 摘 要 そ の 他 | |  |

（注）実習生が実習のために要する費用の一切について、実習生個人又は教育機関の負担となります。また、実習生受け入れにあたり、教育機関との覚え書きの締結、実習生から誓約書の提出、実習中の事故に対する保険への加入等が必要となります。

（注）「令和６年度　中国地方整備局実習（事務系）受入可能人数一覧表（別表）」を参照してください。

**実習希望者一覧表**

**様式－２**

実習実施機関名 国土交通省 中国地方整備局 学校名： 担当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな  希望者氏名 (実習期間) | 実習希望事務所名 | 備 考（連絡先・帰省先） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注）実習期間については、実習実施機関の実情により、中国地方整備局が決定する。

（様式－３）

中国地方整備局実習に関する覚書

令和６年度中国地方整備局実習（事務系）実施要領（以下「要領」という。）第５（４）に基づき、中国地方整備局と●●●大学（以下「教育機関」という。）は、別紙「中国地方整備局実習生名簿」に記載されている教育機関の所属学生（以下「実習生」という。）が中国地方整備局において実習を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第１ 実習実施に係わる基本的役割等

中国地方整備局は別紙のとおり実習生として受け入れ、実習生に対し必要な指導・助言を行う。教育機関は実習生に対し中国地方整備局実習実施要領及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第２ 実習中における遵守事項等

(1) 教育機関は実習生に対し、実習時間中は専ら所定の実習に従事させ、実習目的の達成に努めさせなければならない。

(2) 教育機関は実習生に対し、実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令、条例等を遵守させるとともに、指導員の指導、指示等に従い、実習に専念させ、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わせてはならない。

(3) 実習生が実習を行う時間は、中国地方整備局の職員に適用されている勤務時間 によるものとする。

(4) 教育機関及び実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(5) 実習生が、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習 生受入事務所長の承諾を得なければならない。

(6) 実習終了後１ヶ月以内に、実習生に対し実習内容に関する報告書（Ａ４判３枚 程度）を作成させ、教育機関を経由して中国地方整備局に提出すること。

(7) 実習における欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、 あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。

(8)実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入事務所は、実習 を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機 関にその旨を通知することとする。

(9) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

第３ 費用負担

実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

第４ 事故への対応等

(1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険

（以下「保険」という。）に加入しなければならない。

(2) 教育機関は実習開始前に中国地方整備局に保険の写しを提出するものとする。

(3) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入 する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題 の解決にあたるものとする。

(4) 実習生が中国地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理 し、保険等により補償する。

第５ 誓約書の提出

教育機関は実習に先立ち、実習生に対し、実習に係る誓約書を作成させ、教育機関を通じて中国地方整備局に提出させるものとする。

第６ 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、中国地方整備局と教育機関が協議の上決定するものとする。 本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、中国地方整備局及び教育機関が記名捺印の上それぞれ１通を保管するものとする。

令和 年 月 日

（日付は、空欄。中国地方整備局において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返 送致します。）

国土交通省

中国地方整備局 総務部長 印

●●大学・・・・・

（総括責任者） ●● ●● 印

誓 約 書

（様式－４）

中国地方整備局 総務部長 殿

中国地方整備局において実習を受けるにあたり、実習生として下記のとおり誓約します。

記

１．実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。

２．実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員及び 実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、 又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。

３．中国地方整備局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。） を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

４．実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習生受入事務所長の承 諾を受けること。

５．実習終了後１ヶ月以内に、実習内容に関する報告書（Ａ４判３枚程度）を作成し、教 育機関を経由して中国地方整備局に提出すること。

６．病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその 旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。

７．実習期間中における傷害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題解決 にあたること。

令和 年 月 日

教育機関名

学生氏名 印